

# 補足論点

平成22年2月23日  
地域経済産業グループ

## 太陽光発電施設と緑地が重複する場合の取扱いについて

### 論点

- 太陽光発電施設が芝生の上に設置されるケースなど、太陽光発電施設と緑地が重複する場合の面積のカウント方法について、どの様に取り扱うべきか。

### 議論のポイント

#### <現行の取扱い>

- 現在、緑地と環境施設以外の施設が重複する場合（生産施設の一部のパイプの下に緑地が整備されるケースなど）は「緑地」として取り扱われるが、面積のカウントを行う場合は、通常の緑地と比較すると機能の面で限定的と考えられることから「敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%までしか算入が認められない」との制約が課せられている。
- 他方、現行規定では緑地と環境施設が重複する場合を想定しておらず、その取扱いについての明示的な規定は存在しない。

#### <今後の方向性>

- 太陽光発電施設は、芝生の上に設置されるケースなども想定されるため、緑地と重複する場合の取扱いを考える必要があるが、重複していても、芝生などの緑地が適正に管理されていれば、その土地を緑地として認めても問題ないのではないか。
- 環境施設以外の施設と緑地が重複する場合には、緑地面積をカウントする際の制約が課せられていることを踏まえ、太陽光発電施設と緑地が重複した場合も同様の整理とし、例えば「太陽光発電施設と重複した緑地」については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%までしか緑地面積への算入を認めないなど、通常の緑地とは異なる取扱いをするべきではないか。

# 緑地面積減少にかかる「軽微な変更」について

## 1. 全国規模規制改革要望2009の内容

『工場立地法の緑地面積変更に関わる手続きの見直し』

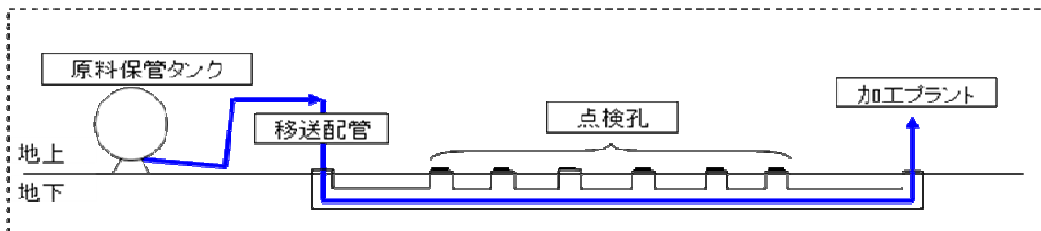
工場立地法において、生産施設の面積については30㎡まで変更届不要となっている（省令第9条）。緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積（30㎡）以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすべきである。 提案主体：(社)日本経済団体連合会

## 2. 提案理由

工場排水管の閉塞や発塵する原料を使用する製品の需要急増など、安全衛生や環境保安上の問題が発生し、急ぎ緑地の一部に排水経路や排気装置等の施設を設置する必要が生じて、現行の規制では、設備の設置工事に着手するまでに30日以上を要し、安全衛生・環境保安上の処置が遅れる。

## 3. 具体的事例

工場の増設にあたり、安全衛生上、原料保管タンクから加工プラントまで、地下パイプを設置する計画としたところ、点検孔の設置が必要となった。当該パイプについては、設計上、既に緑地が整備されている土地の地下を通さざるを得ず、緑地部分に点検孔を設けるために直径50cm程度の穴を開けること（緑地の減少）が必要となったことから、変更許可申請が必要となり、結果、申請期間中の業務停止を余儀なくされた。



【問題となったケースのイメージ図】



【実際の点検孔】

## 4. 対応の方向性

- 現行では、届出者の負担、行政事務の効率等の面から見て、変更の都度、届出をさせるまでもない事項を「軽微な変更」として省令第9条において列挙し、変更の届け出を不要としている。
- これまで緑地面積率を満たしていても、緑地の減少については「軽微な変更」として認めていなかったが、今回、具体的な制度緩和の要望があったことから、本提案について検討する。
- 現在、生産施設の増設の場合であって、30㎡未満の増設の場合については軽微変更として扱っており、緑地面積の減少も基本的には、これに並ぶ扱いをすることが可能と考えられるのではないかと。
- また、緑地面積は敷地面積の20%程度と考えられることから、より広い面積を有する生産施設面積の増加の場合よりも厳格なルールを設定する必要があるのではないかと。具体的には、緑地として認められる土地の最小単位が10㎡超であることから、例えば、安全や衛生の問題に急ぎ対処が必要な場合に限り「10㎡以下の緑地の減少」については、軽微変更として取り扱うことが考えられるのではないかと。